

装装保第4239号

令和5年3月14日

一部改正 装装保第11797号

令和5年6月30日

一部改正 装装保第11693号

令和7年6月17日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の措置要領について（通知）

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26.12.24）第4項及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第10項の規定に基づき、装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の速報について（装装制第4608号。令和2年3月26日）の全部を別紙のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

装備品等及び役務の調達において契約に付したガイドライン又は
情報セキュリティ基準に基づき防衛関連企業から報告を受けた場
合の措置要領

1 目的

この要領は、装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第19072号。26. 12. 24。以下「秘密保全通達」という。）別添の装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）又は装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「確保通達」という。）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（以下「特約条項」という。）の規定に基づき、防衛関連企業から報告を受けた場合の措置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、秘密保全通達及び確保通達に定めるところによる。

3 事故等発生時の連絡体制

- (1) 省内関係部署等（別図及び付表に示す防衛省内の部署等をいう。）は、装備品等及び役務の調達において、契約に付したガイドライン第9項第1号又は特約条項第6条第1項の規定により防衛関連企業から報告を受けた場合は、別図を基準として連絡するものとする。
- (2) 契約担当官等は、ガイドライン第9項第1号及び特約条項第6条第1項の規定による報告について、この要領に規定する防衛省における報告先を防衛関連企業に周知するものとする。この場合において、下請負者からの報告については、防衛省と直接契約を締結している防衛関連企業を通じて契約担当官等に報告するよう防衛関連企業に周知しておくものとする。

4 事故等発生時の初度報告

- (1) 装備政策部装備保全管理課長は、ガイドライン第9項第1号及び特約条項第6条第1項の規定による報告又は前項第1号の規定による連絡を受けた場合は、装備政策部長に報告するものとする。
- (2) 装備政策部長は、防衛装備庁長官に報告するとともに、当該事故等が防

衛省に及ぼす影響等を勘案し、必要に応じて、防衛大臣まで報告するものとする。

- (3) 装備政策部装備保全管理課長は、本省内部部局の関係部署（別図に示す本省内部部局の関係部署をいう。以下同じ。）に連絡するものとし、連絡を受けた本省内部部局の関係部署及び装備政策部装備保全管理課長は、関係省庁に対して必要な情報共有を行うものとする。

5 事故等の措置

- (1) 装備政策部長は、事故等の対処の方針を定めるものとする。この場合において、防衛関連企業からの事故等の報告（防衛関連企業が行う事故等の調査結果を含む。）について必要があると認めるときは、装備政策部長は当該防衛関連企業の事業所等において事故等の調査を行うものとする。
- (2) 前号の場合において、大臣官房長等は、装備政策部長に必要な協力を行うものとする。
- (3) 装備政策部長は、事故等の調査結果を防衛装備庁長官に報告するとともに、当該事故等が防衛省に及ぼす影響等を勘案し、必要に応じて、防衛大臣まで報告するものとする。
- (4) 装備政策部装備保全管理課長は、事故等の調査の進展により判明する防衛省への影響度等を踏まえ、随時、契約担当官等に必要な情報共有を行うとともに、本省内部部局の関係部署と協力して、関係省庁に対して必要な情報共有を行うものとする。

6 防衛関連企業に対する改善要求

- (1) 契約担当官等は、事故等の調査の結果、事故等が防衛関連企業の保護措置に原因があると認められる場合には、別記様式第1を基準として防衛関連企業に通知し、所要の改善措置をとらせるとともに、その写しを装備政策部装備保全管理課長に送付するものとする。
- (2) 契約担当官等は、防衛関連企業から前号の改善措置について報告を受けた場合は、当該改善措置の内容を確認し、その結果を防衛装備庁長官に報告するとともに、装備政策部装備保全管理課長及び調達管理部調達企画課長（中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第3条に規定する中央調達をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）並びに当該調達の要求元に通知するものとする。

7 事故等に関する契約上の処置

- (1) 中央調達及び防衛装備庁の地方調達（調達実施訓令第5条の2に規定する地方調達をいう。以下同じ。）の契約担当官等は、第5項に規定する事故等の調査結果の通知を受けた場合には、契約履行上の影響等を検討し、別記様式第2を基準として協議書を作成し、防衛装備庁長官の決裁を受け、当該調達の要求元と協議するものとする。
- (2) 中央調達及び防衛装備庁の地方調達の契約担当官等は、前号の規定による協議が整った場合には、所要の処置を講ずるため当該調達の要求元及び防衛関連企業と協議した上で、契約物品等の処置、損害がある場合の処置その他事故等の処置に関する必要な事項について別記様式第3を基準として防衛関連企業との合意書の案を作成するものとする。
- (3) 中央調達及び防衛装備庁の地方調達の契約担当官等は、前号の規定により合意書の案を作成した場合には、調達管理部調達企画課長を経て防衛装備庁長官の決裁を受けるものとする。
- (4) 中央調達及び防衛装備庁の地方調達の契約担当官等は、前号の合意書の案の決裁を受けた場合には、防衛関連企業に通知するとともに、その写しを装備政策部装備保全管理課長、調達管理部調達企画課長及び担当の監査官が所属する地方防衛局調達部長等（北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、近畿中部防衛局東海防衛支局長、九州防衛局長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。）並びに当該調達の要求元に送付するものとする。

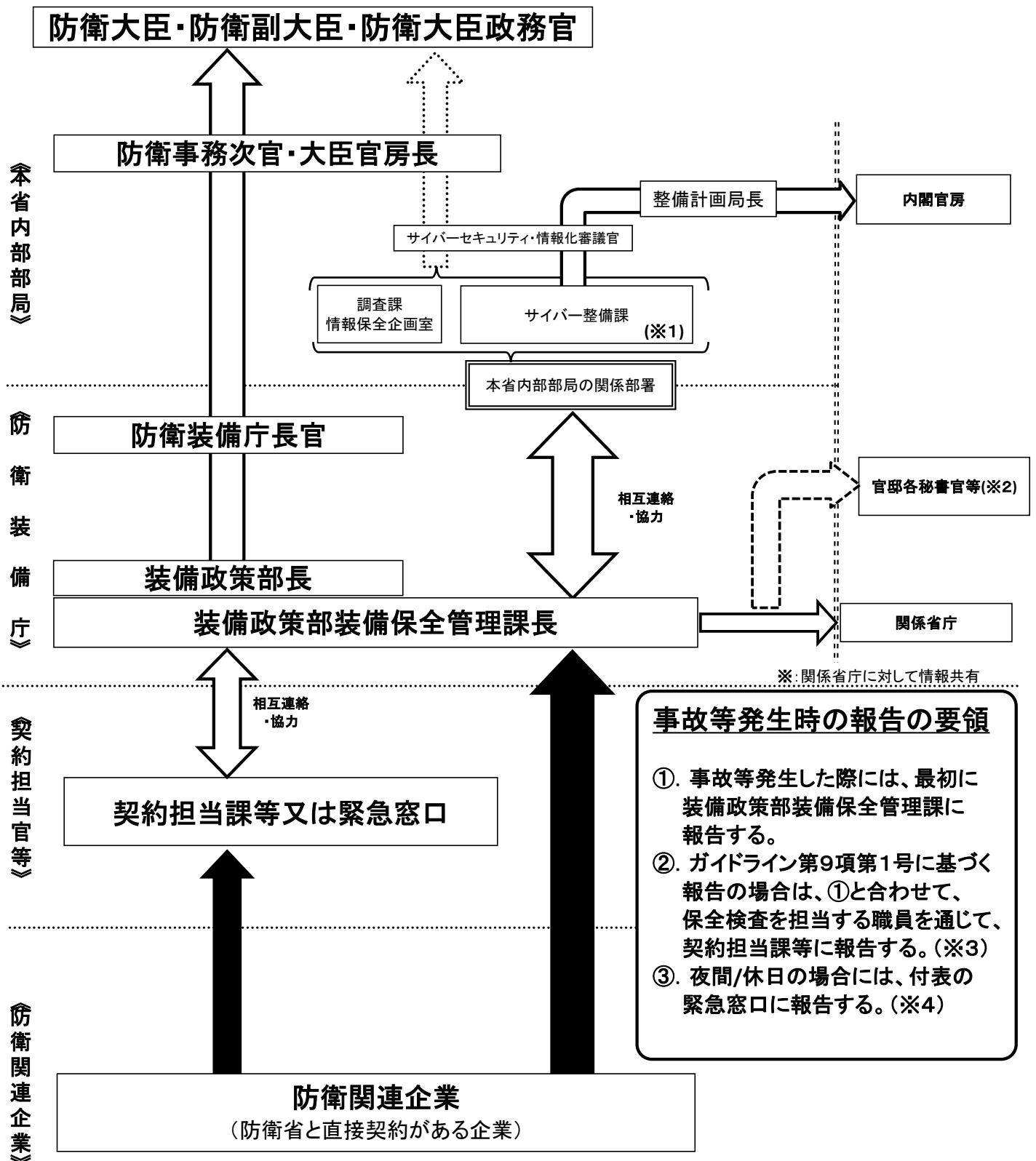
8 契約の解除

- (1) 契約担当官等は、前項第4号に規定する合意書に基づき契約の変更又は解除を行う必要がある場合には、契約の変更又は解除の手続をとるものとする。
- (2) 契約担当官等は、前項第4号に規定する合意書に基づき防衛関連企業に対し損害賠償を請求する場合には、速やかに当該合意書に関係書類を添付の上、歳入徴収官に損害賠償債権の発生について通知するものとする。

9 契約履行後における事故等の処置

前項の規定は、特約条項第8条において準用する特約条項第6条第1項の規定により防衛関連企業から報告を受けた場合の契約上の処置について準用する。

ガイドライン第9項第1号又は特約条項第6条第1項に基づき防衛関連企業から報告を受けた場合の連絡体制



- 注 ※1：サイバー事案についてはサイバー整備課への連絡を行い、関係省庁への情報共有を図るものとする。
 ※2：事故等の内容が、社会的に影響の大きなものについては官邸各秘書官等への情報共有を行う。
 ※3：保全検査を担当する職員に通じない場合には、契約担当課等に直接報告をする。
 ※4：防衛関連企業から緊急窓口への第一報については、「別紙様式」を用いて行うことを基準とする。

ガイドライン第9項第1号又は特約条項第6条第1項に基づき
防衛関連企業が防衛省に対して報告を行う場合の緊急窓口

	機関等	緊急窓口	電話番号
防衛装備庁による契約	防衛装備庁	装備政策部 装備保全管理課 産業サイバーセキュリティ室	03-3268-3111 (内線21040)
防衛装備庁以外の機関等による契約	内部部局	大臣官房 会計課管理班契約係	03-3268-3111 (内線20813、20814)
	防衛大学校	総務部 会計課調達係	046-841-3810 (内線2054、2055)
	防衛医科大学校	事務局総務部 経理課調達係	04-2995-1211 (内線2142、2145)
	防衛研究所	企画部 総務課会計室会計第3係	03-3268-3111 (内線29126)
	統合幕僚監部 及び自衛隊指揮通信システム隊	指揮通信システム部 指揮通信システム企画課 指揮通信システム企画班調達係	03-3268-3111 (内線30628)
	陸上自衛隊 (自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び地方協力本部を含む。)	陸上幕僚監部 装備計画部装備計画課 補給管理班	03-3268-3111 (内線40752～40754)
	海上自衛隊 (海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	海上幕僚監部 装備計画部装備需品課 補給管理室	03-3268-3111 (内線50746・50747)
	航空自衛隊 (航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	航空幕僚監部 装備計画部整備・補給課 輸送補給室	03-3268-3111 (内線60836)
	情報本部	情報本部総務部 総務課管理班調達係	03-3268-3111 (内線31712)
	防衛監察本部	総務課企画室	03-3268-3111 (内線33062)
	北海道防衛局	総務部会計課総務係	011-272-7560 (直通)
	東北防衛局	総務部会計課会計係	022-297-8210 (直通)
	北関東防衛局	総務部総務課企画係	048-600-1805 (直通)
	南関東防衛局	総務部会計課会計係	045-211-7101 (直通)
	近畿中部防衛局	総務部総務課企画係	06-6945-4951 (直通)
	中国四国防衛局	総務部総務課企画係長	082-223-8284 (内線225)
	九州防衛局	総務部総務課企画係	092-483-8811 (直通)
	沖縄防衛局	総務部総務課企画係	098-921-8131 (内線108)

上記の緊急窓口につながらない場合

装備政策部装備保全管理課産業サイバーセキュリティ室

電話 03-3268-3111 (内線21040)

(夜間・休日等) 電子メール industrial-cybersecurity-office@atla.mod.go.jp

電話 080-8420-0628

ガイドライン第9項第1号又は特約条項第6条第1項に基づく速報

(宛先)

① 会社名 (事業所名を含む。)		
② 連絡先部署、担当者名		
③ 電話番号	(内線)	
④ 速報の内容	☐ ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故(疑い・おそれ)
	☐ イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘
	☐ ウ	情報セキュリティ事故等
	☐ エ	その他
⑤ 現時点でわかっている ことの詳細		
⑥ これまでにとった対応	☐ ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断 ☐ イ 公的関係機関に通報(公的関係機関の名称を合わせて明記) () ☐ ウ その他 ()	
⑦ 影響のある主な契約	☐ ア 防衛装備庁(担当課等を合わせて明記) () ☐ イ その他の契約機関(担当部署を合わせて明記) ()	
※個別の契約件名でなくともよい。 (例) ○○式○○に関する契約		

- ※1 省内関係各署への伝達を迅速に行うため、防衛関連企業から緊急窓口への第一報については、この様式を用いて行うことを基準とする。(作成に当たっては、付紙の記入要領を参照のこと。)
- ※2 防衛関連企業から緊急窓口への本報告書の送信は、当該緊急窓口に対して必ず電話連絡を行ったのちに、電子メール等により行うものとする。また、本報告書を省内関係各署間で送信する場合についても、送信に先立ち、当該送信先に対して必ず電話連絡を行うこと。
- ※3 防衛関連企業から電子メール等の送信が不可能な場合は、緊急窓口の担当者が上記を聴取し、以降、本様式により省内関係各署へ伝達する。

(記入要領)

ガイドライン第9項第1号又は特約条項第6条第1項に基づく速報

(宛先) 防衛装備庁 ○○部 ○○官 ○○ 宛

① 会社名 (事業所名を含む)	○○(株) ○○事業所		チェックは、 ■、レの いずれでもよい。
② 連絡先部署、担当者名	○○課 ○○		
③ 電話番号	03-○○○○-○○○○ (内線 ○○○○)		
④ 速報の内容	☐ ア	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故(疑い・おそれ)	
	☐ イ	秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘	
	☒ ウ	情報セキュリティ事故等	
	☐ エ	その他	
⑤ 現時点でわかっている ことの詳細	○○に関するデータの流出の可能性あり		
⑥ これまでにとった対応	☒ ア	事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断	
	☐ イ	公的関係機関に通報(公的関係機関の名称を合わせて明記)	
	☒ ウ	その他	
⑦ 影響のある主な契約	☐ ア	防衛装備庁(担当課等を合わせて明記) ○○式○○に関する契約(装備庁○○官)	
※個別の契約件名でなくともよい。 (例) ○○式○○に関する契約	☐ イ	その他の契約機関(担当部署を合わせて明記) ○○の補用品(陸自○○補給処)	

※ テキスト形式による送信の場合は、下記の略記例を参照
(テキスト形式による送信の場合の略記の例) ※テキスト文中の①～⑦の番号は、上記様式中の番号に対応。

情報セキュリティ特約条項第6条第2項の速報

① ○○(株) ○○事業所
② ○○課 ○○
③ 03-○○○○-○○○○ (内線○○○○)
④ 6-2-1 ア 悪意のあるコードへの感染
⑤ ○○に関するデータの流出の可能性あり
⑥ ア 事故等のあったサーバ等をネットワークから物理的に切断
イ 社内対策会議を緊急召集
⑦ ア ○○式○○に関する契約 (装備庁○○官)
イ ○○の補用品 (陸自○○補給処)

別記様式第1（第6項第1号関係）

文書番号
発簡年月日

（防衛関連企業）

殿

（契約担当官等）

（事故名等）に係る改善措置について（通知）

標記について、「 」通知します。

※ 「 」欄には改善措置内容を記入

関連文書：文書番号（発簡年月日）

写送付先：装備政策部装備保全管理課長

別記様式第2（第7項第1号関係）

装備品等の事故等に関する協議書

		文書番号 令和 年 月 日
殿		
防衛装備庁長官		
下記契約について、保護すべき情報に関する漏えい等の事故等が発生したので、その措置について協議する。		
契約内容	調達要求番号	
	品名	
	契約金額	
	納期	
	契約相手方	
事故等の内容、その影響及び処置した事項		
契約相手方の申し出た修補措置等の内容		
契約の履行に関する当庁の意見		
その他		
		文書番号 令和 年 月 日
防衛装備庁長官 殿		
文書番号（発簡年月日）による協議事項については、次のとおり実施されたい。		
契約上の措置	(1) 契約相手方の申出のとおり (2) 契約解除（一部 ・ 全部 ） (3) その他（ ）	
特記事項		

別記様式第3（第7項第2号関係）

収入
印紙

事故等の処理に関する合意書

調達要求番号		納 期		
品 名		※1 担当調達官 等		
数 量		(選択)	番 号	第 号
金 額		※2	年月日	令和 年 月 日

上記の契約について発生した事故等の処置については、甲、乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この2通を作成し双方記名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

契約担当官等

乙

住 所
会 社 名
代表者名

※ 認証する。

令和 年 月 日
認証番号第 号

支出負担行為認証官

別紙には、①契約上処理すべき事項②契約物品等の処理③損害がある場合の処置について、合意した内容を記載する。

※1 中央調達の場合のみ記載する。

※2（選択）：「認証」又は「契約」のいずれかを記入する。